

令和7年度山梨県と民間企業の交流研修について

山梨県では、民間企業との交流研修を通じて人材育成を図るとともに、民間手法の導入による行政運営の活性化を図るため、令和7年度において交流研修を希望する民間企業を公募します。

【応募できる民間企業】

合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

【応募手続】

交流研修を希望する民間企業は、交流研修申込書を提出してください。

民間企業社員の受け入れ（民間企業→県）のみの応募も可能です。

なお、令和7年度は県からの交流派遣者予定者はありません。

【交流基準】

公務の公正性に対する信頼を確保しつつ、適正な交流研修を実施するため、民間企業との交流研修については交流基準を定めています。

なお、交流基準を満たしていても関係所属との協議により、選定されない場合もあります。

【公募期間等】

公募期間：令和7年1月27日（月）から2月7日（金）まで。

【公募に関する問い合わせ先及び書類提出先】

山梨県総務部人事課人事担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1372（直通）

（添付資料）

- ・山梨県・民間企業交流研修に関する交流基準
- ・交流研修申込書

山梨県・民間企業交流研修に関する交流基準

山梨県と民間企業の交流研修を実施するに当たり、公務の公正性に対する信頼を確保しつつ、適正な交流研修を実施するため、次のとおり交流基準を定めます。

1 基本原則

交流研修は、特定の業種又は特定の民間企業に著しく偏ることのないように行う。

(1) 対象職員

① 派遣職員(県→民間企業)

- ・行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員で、勤務経験6年以上の概ね20歳代後半から40歳までの職員を民間企業に交流派遣する。
- ・派遣する職員は、山梨県職員の身分を保有したまま民間企業の業務に従事する。

② 受入職員(民間企業→県)

- ・民間企業における実務経験を通じて効率的・機動的な業務遂行の手法を体得している民間企業の職員を受け入れる。
- ・受け入れる職員は、民間企業に在籍したまま山梨県の業務に従事する。

(2) 対象企業

交流の相手方である民間企業は、実務経験を通じて効率的・機動的な業務遂行の手法を体得できる民間企業とする。ただし、次の場合に該当するときは、原則として、当該期間中は交流研修を行うことができない。

① 過去2年以内に、民間企業又はその役員が刑事事件に関し起訴され、又は行政上の不利益処分(許認可等の取り消し、業務停止命令、役員解任命令、重加算税の徴収、課徴金の納付命令等)を受けた場合

② 過去5年以内に派遣職員に対し特別の取り扱いをした場合

【特別の取扱い】

派遣職員の能力・資格等に照らして特別であると認められる当該職員の民間企業における地位、その他の処遇に関する取扱いのこと。

③ 過去5年以内に受入職員に関する合意に反した場合

【受入職員に関する合意】

- ・民間企業は受入職員に対し、金銭、物品等の財産上の利益を贈与しないこと。
- ・民間企業は受入職員であった者を交流研修終了後2年間は、交流先であった所属に対する許認可の申請、契約締結等の業務に従事させないこと。

なお、「公共事業関係職員倫理マニュアル」に基づき、当分の間、公共事業関係企業等は対象としない。

2 所管関係にある場合の基準

- (1) 交流先である県の所属と民間企業(商法上の子会社を含む)が所管関係にある場合は、当該所属との交流研修をすることができない。
- (2) また、交流研修前2年間に当該所属に属していた県の職員を派遣職員とする交流研修を制限する。

【所管関係】 法令に基づく許認可、行政指導等を所掌する所属とその対象となる民間企業の関係

3 契約関係にある場合の基準

- (1) 交流研修前5年間のいずれかの年度で、県の所属と民間企業との間で締結した契約の総額が2千万円以上で、かつ、当該企業の売上額等の総額に占める割合が25パーセント(大企業にあつては10パーセント)以上である場合には、当該年度に当該所属に在職していた県の職員を派遣職員とした交流研修を制限する。また、当該企業から当該所属への受け入れも同様とする。
- (2) 交流研修前5年間のいずれかの年度で、県の所属と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった県の職員を派遣職員とする交流研修を制限する。

4 交流研修の中止に関する基準

交流研修中に次の事項に該当したときは、原則として、当該交流研修を中止する。

- ① 民間企業又はその役員が刑事事件に関し起訴され、又は行政上の不利益処分(許認可等の取り消し、業務停止命令、役員了解任命令、重加算税の徴収、課徴金の納付命令等)を受けた場合
- ② 派遣職員に対し特別の取り扱いをした場合
- ③ 受入職員に関する合意に反した場合

5 交流研修の特例

- (1) 「1 基本原則」及び「4 交流研修の中止に関する基準」の規定にかかわらず、公務の公正性の確保に支障がないと県が認めるときは、交流研修を行い、又は継続することができる。
- (2) 県の機関の組織の改廃、交流先企業の事業内容の変更その他の場合でこの基準により難しい特別の事情があると認められる場合は、特例を認めることができる。

6 交流職員の服務

- (1) 交流職員に共通するもの
 - ① 職員は、その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉になるような行為をしてはならない。
 - ② 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - ③ 職員は、政党又は政治目的のために寄付金等その他の利益を求めようとする行為をしてはならない。
- (2) 派遣職員に関するもの
 - ① 派遣前に在職していた所属に対する許認可申請等の業務へ従事してはならない。
 - ② 地方公務員としての地位等に係る影響力を行使した行為をしてはならない。
- (3) 受入職員に関するもの
 - ① 出身企業の業務に従事してはならない(双方の合意ある場合を除く)。
 - ② 出身企業に対する許認可、契約の締結又は履行業務に従事してはならない。

令和〇年〇月〇日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇会社
代表 〇〇 〇〇 印

交 流 研 修 申 込 書

山梨県・民間企業交流研修実施要綱第6条に基づき、山梨県との交流研修について、下記の条件により申し込みます。

※記入上の注意:◎は必須項目。*は必要に応じて記入。

* 当社へ受け入れを希望する県の職員の年齢及び必要な経験等	
○年 齢	歳 ～ 歳
○必要な経験（年数）・技能・資格等	
上記職員の当社において予定する地位及び業務内容	
○勤 務 地	
○職 種	
○所属部課	
○地 位	
○業務内容	
○労働時間	
時 分	から 時 分まで（うち休憩 分）
○休 日	日曜・祝日・ 曜日・その他（ ）
年間所定休日 日	
その他の条件	
◎県への受け入れを希望する当社従業員の年齢及び経歴	
○年 齢	〇歳 ～ 〇歳
○経験（年数）・技能・資格	
〇〇〇	
当社従業員の県への受け入れに際して希望する県での職務内容	
○勤 務 地	
甲府市丸の内一丁目6番1号	
○職務内容（具体的職務及び希望順位の指定も可）	
〇〇〇	

任用期間	
令和○年4月1日から令和○年3月31日まで	
その他の条件	
—	
◎交流基準 (項目ごとに該当の有無についてチェックして下さい。)	
1. 過去2年以内に民間企業又はその役員が刑事事件に関し起訴されたり、又は行政上の不利益処分(許認可等の取り消し、業務停止命令、役員解任命令、重加算税の徴収、課徴金の納付命令等)を受けたことがある	(□:該当有り ■:該当無し)
2. 過去5年以内に派遣職員に対し特別の取り扱いをしたことがある	(□:該当有り ■:該当無し)
3. 過去5年以内に受入職員に関する合意に反したことがある	(□:該当有り ■:該当無し)
(受入職員に関する合意)	
① 民間企業は受入職員に対し、金銭、物品等の財産上の利益を贈与しないこと	
② 民間企業は受入職員であった者を交流研修終了後2年間は、交流先であった所属に対する許認可の申請、契約締結等の業務に従事させないこと。	
4. 交流を希望する所属と所管関係にある	(□:該当有り ■:該当無し)
5. 交流研修前5年間のいずれかの年度で、交流を希望する所属との間で締結した契約の総額が2千万円以上で、かつ、当該企業の売上額等の総額に占める割合が25パーセント(大企業にあつては10パーセント)以上である	(□:該当有り ■:該当無し)
◎企業名	○○会社
◎所在地	〒 —
◎担当	
課係名	氏名
電話	()